

## 第79回麻布獣学会 一般講演 11

## 北海道のヨーネ病防疫と防疫対策の経済的評価

寺田 修

北海道農政部 酪農畜産課

ヨーネ病は、ヨーネ菌（マイコバクテリウム・パラツベルクローシス）による牛、めん羊、山羊の慢性で頑固な下痢を特徴とする消化器病で、昭和46年から家畜伝染病予防法に基づく法定伝染病に指定されている。

北海道では、昭和53年、アメリカから輸入した乳用牛で本病が初めて発生し、その後輸入牛及びその関連牛を介し次第に在来牛へと拡大していた。また、発生農場と疫学的に関連性を持った肉用牛導入農場でも発生が見られ、その発生は、年々増加傾向にあった。

平成10年4月1日、家畜伝染病予防法（以下、法）が改正され、増加傾向にあった本病がわが国の撲滅対象疾病として、全国的に5年ごとに行うべき検査として位置づけられ、これを機に本道では、平成10、11年度の2か年間でこれまでの発生農場の患畜の早

期摘発や疫学関連農場の立入検査に加え、全道の24か月齢以上の乳用牛、肉用繁殖牛を対象とした本病の浸潤度の把握と発生予防のために法第5条に基づく一斉検査を実施し、本道におけるヨーネ病の清浄化対策に取り組んできた。

その結果、本道では平成12年以降発生数が減少傾向に転じてきており、一斉検査開始前の平成9年の家畜発生数が534頭であったものが、平成15年には288頭までとなった。

また、併せて、これらの対策を行ったことによる経済的な評価を行うため、器具器材費、人件費、手当金を算出し、実際に行った一斉検査に要する経費を「費用」、臨床発生農場となった時の経費を「便益」として比較した結果、便益が費用を約10億円上回り、一斉検査の経済的正当性が認められた。